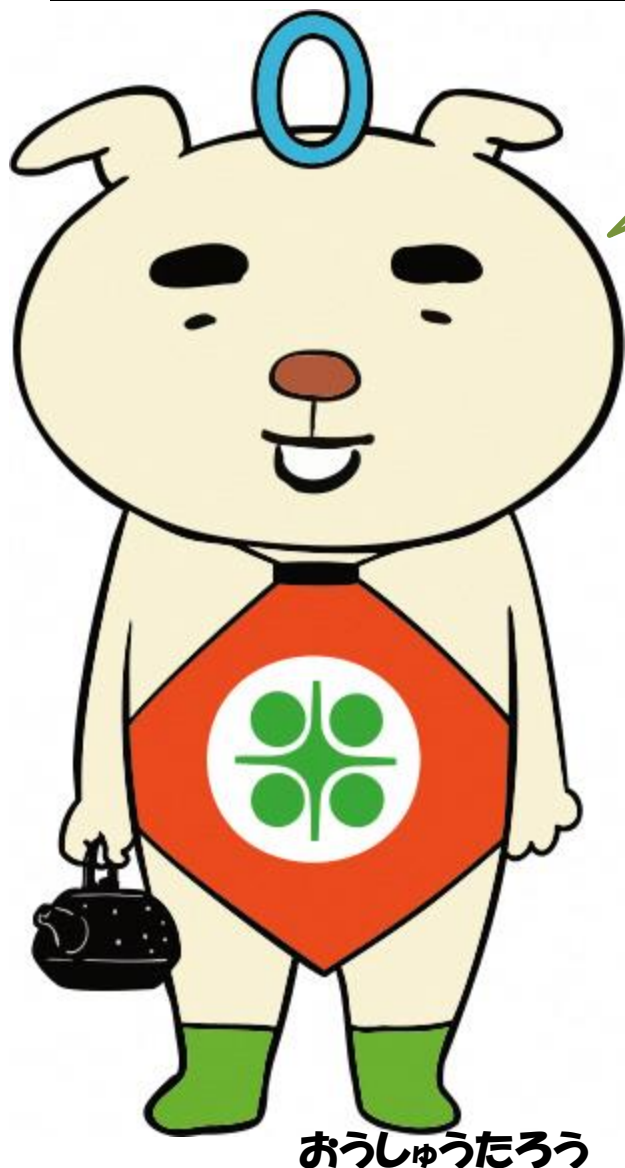


令和7年度 幼稚園・認定こども園・保育所等 入園・入所のしおり

新年度の入園・入所手続きスケジュール

希望施設	申込み書類配付・ 受付場所	申込み書類配付・受付時期
幼稚園（公立・私立） 認定こども園（幼稚園分）	それぞれの園へ	配付：10月28日～
		受付：11月18日～
保育所（公立・私立） 認定こども園（保育所分） 地域型保育事業	住所地の保育所担 当窓口へ	配付：10月28日～
		受付：11月18日～11月29日



分からない事があったら担当窓口
に相談するビン！

保育所担当窓口（R6.10.1 現在）

- 水沢 保育こども園課 幼保支援係
電話：0197-34-1634
- 江刺 江刺総合支所 健康福祉グループ
電話：0197-34-2530
- 前沢 前沢総合支所 市民福祉グループ
電話：0197-34-0277
- 胆沢 胆沢総合支所 健康福祉グループ
〔健康増進プラザ悠悠館内〕
電話：0197-46-2977
- 衣川 衣川総合支所 市民福祉グループ
電話：0197-34-2367

—制度に関する問い合わせ—
保育こども園課 幼保支援係
電話：0197-34-1634



育休延長を目的とした入所申込みは受付できません



1 幼稚園・認定こども園・保育所及び地域型保育事業とは

施設・事業 (対象児童)	内容や特徴	利用時間	利用できる 保護者
幼稚園 (満3歳～5歳児)	小学校以降の教育の基礎をつくるため、遊びを中心とした幼児期の教育を行う施設	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（一時預かり）などを実施	制限なし
認定こども園 ＜幼稚園分＞ (満3歳～5歳児)	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施	
認定こども園 ＜保育所分＞ (0歳～5歳児)			
保育所 (0歳～5歳児)			
地域型保育事業 (0歳～2歳児)			
事業所内保育	会社に併設した保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。		
小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。		
家庭的保育	少人数（定員1～5人）を対象に、一人ひとりにきめ細やかな保育を行います。		



おうしゅうたろう



2 「教育・保育給付認定」について

幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用するには、利用資格の認定を受ける必要があります。これを「教育・保育給付認定」といいます。次の3つの認定区分が設けられ、区分に応じて利用先が決まります。新規で施設利用を希望する場合、基本的に教育・保育給付認定手続きと利用申込みを同時に行います。

	認定区分	対 象	利用施設	給付の内容
満3歳以上	1号認定	幼稚園での教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園 (幼稚園分)	教育標準時間
	2号認定	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園 (保育所分)	保育の必要量により「保育標準時間」、「保育短時間」に分かれます。
満3歳未満	3号認定		地域型保育事業	

● 2号、3号認定にあたって

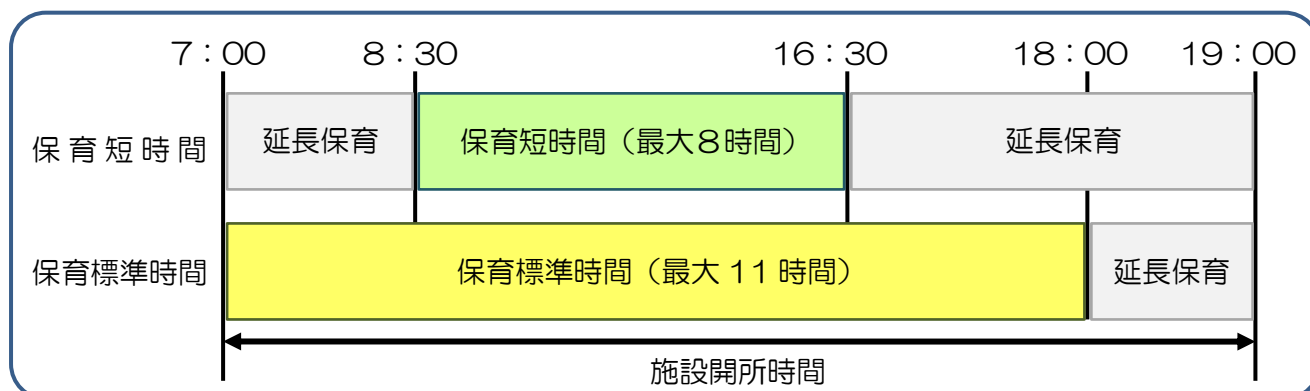
認定を受けるには、下表にある事由のいずれかに該当する必要があります。

保育を必要とする事由	内 容	保育時間
(1)就労	月48時間以上120時間未満の就労をしている場合	短時間
	月120時間以上の就労をしている場合	標準時間
(2)妊娠・出産	母親が妊娠中または出産間もない場合 (出産予定日の8週間前(多胎の場合は14週間前)の日の属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで)	標準時間
(3)保護者の疾病・障がい	病気、ケガ、心身に障がいがあるために保育が困難である場合	標準時間
(4)介護・看護	同居の親族を常時介護・看護している場合	標準時間
(5)災害復旧	災害の復旧にあたっている場合 自然災害などにより家屋が損傷し、復旧の間保育が困難である場合	標準時間
(6)求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 (入所期間は90日間限定とする。)	短時間
(7)就学(職業訓練含む)	学校、職業訓練校などに通っている場合	標準時間
(8)虐待・DV等	虐待やDVのおそれがある場合	標準時間
(9)育児休業取得中の継続在園	育児休業取得中に、既に保育を利用しているきょうだいがいて継続利用が必要な場合 (入所期間は最長1年間とする。)	短時間
(10)その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合	標準時間

保育時間については、保育の必要量によって「標準時間(最大11時間)」と「短時間(最大8時間)」の2種類に区分されます。なお、市内の各園における保育短時間の利用時間は、8:30～16:30までです。(ただし、「ひがし幼稚園」は7:30～15:30まで、「聖愛ベビー★るーむ」は8:00～16:00まで、「ニコニコ保育園水沢」は8:00～16:00までです。)

月途中で保育時間の認定を変更することはできません。例えば、保育短時間の認定を受けている求職活動中の保護者が、月途中で就労し保育短時間の利用時間を超える保育を必要とする場合、その月内は延長保育となり別料金が発生します。

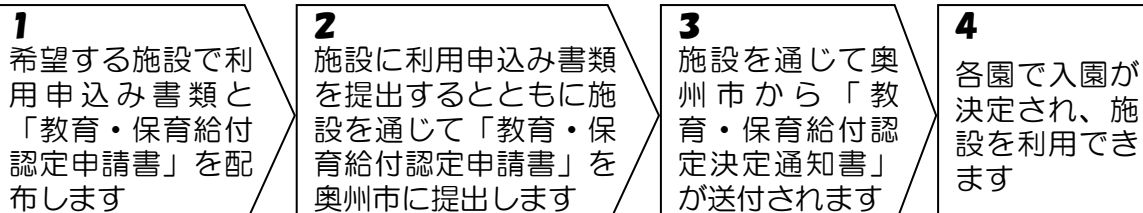
<保育時間 イメージ> ※各施設により保育時間、施設開所時間が異なります。



3 教育・保育給付認定手続き及び入園・入所申込みの流れ

幼稚園・認定こども園（幼稚園分）を利用希望の場合 【1号認定】

①奥州市内施設の利用を希望する場合



②奥州市外施設の利用を希望する場合は、保育こども園課にお問い合わせください。

★私立幼稚園、私立認定こども園（幼稚園分）

募集人数、受付期間、一時預かりなど、詳細は園に直接お問い合わせください。

★公立幼稚園、公立認定こども園（幼稚園分）

(1)入園資格

- 3歳児：令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれの者
- 4歳児：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれの者
- 5歳児：平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの者

(2)受付期間

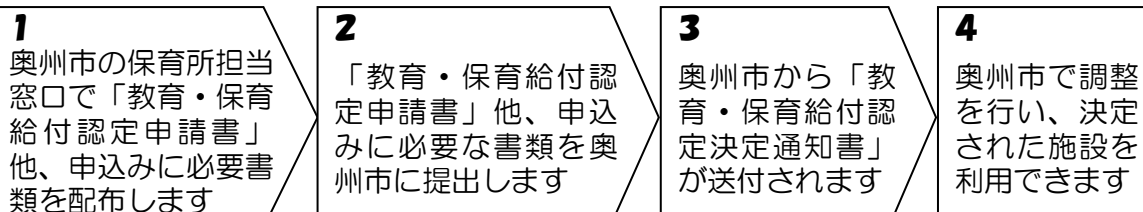
令和6年11月18日（月）～11月29日（金）※この後も随時受付します。

(3)受付時間及び場所

午前9時から午後4時まで、各園にて受付します。（ただし、土・日・祝日及び年末年始を除く。）



保育所・認定こども園（保育所分）・地域型保育事業を利用希望の場合【2号・3号認定】



★保育所・認定こども園（保育所分）・地域型保育事業

(1)令和7年度クラス年齢

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	令和7年4月2日～ 令和6年4月2日～令和7年4月1日	2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
		3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
		4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日

(2)受付期間

令和6年11月18日（月）～11月29日（金）

※令和7年5月以降の入所申込み（新規）は、入所したい月の前月15日（土・日・祝日にあたるときは、直前の平日）までに必要書類を保育所担当窓口提出してください。

(3) 受付時間及び場所

午前8時30分から午後5時まで、保育所担当窓口にて受付します。（ただし、土・日・祝日及び年末年始を除く。）

(4) 申込みに必要な書類

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| ①教育・保育給付認定申請書（兼入所（利用調整）申込書） | 入所する子1人につき1部 |
| ②保育所等入所補助票 | 入所する子1人につき1部 |
| ③保育を必要とする事由の証明書 | 父母それぞれの証明書 |

※65歳未満の祖父母が同居の場合は祖父母の証明書も必要。

保育を必要とする事由	提出書類	証明する人
(1)就労 (9)育児休業取得中の継続在園	就労証明書…市の様式 農業の場合は農業従事申告書…市の様式	勤務先 農業申告者
(2)妊娠・出産	母子手帳の写し（名前と出産予定日のページ）	
(3)保護者の疾病・障がい	疾病・ケガ…診断書（市の様式）	医師
	身体障がい者…身体障害者手帳の写し 精神障がい者…精神障害者手帳又は療育手帳などの写し ※程度によっては診断書もお願いすることがあります。	
(4)介護・看護	介護申告書…市の様式 ※介護が必要であることが分かる証明書類（障害者手帳、介護保険被保険者証、診断書）の写しを添付してください。	介護・看護者本人
(5)災害復旧	り災証明書、申立書など	
(6)求職活動	求職活動状況申立書（市の様式）など	
(7)就学 （職業訓練含む）	在籍証明書・学生証、職業訓練決定通知の写しなど 通学期間、時間が分かるもの（時間割表、スケジュールなど）の写しも添付してください。※特に指定の様式はありません。	
(8)虐待・DV等	状況を確認できる申立書など	

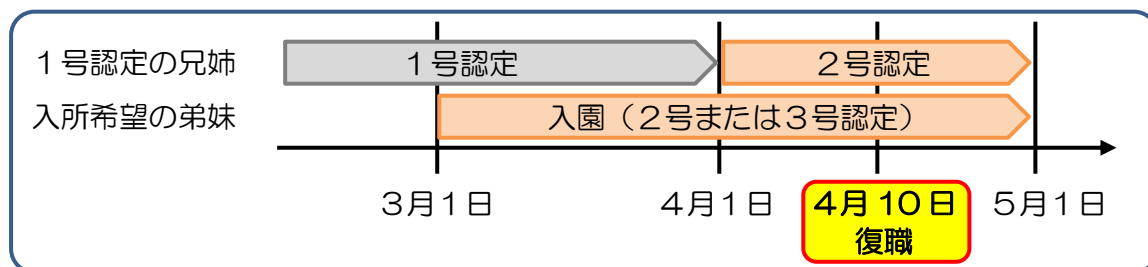
○他市町村から奥州市に転入してきた方のうち、マイナンバーの確認ができない場合は、課税証明書等の提出を求めることがあります。

【留意事項】

①復職する方について

⇒育児休業などからの復職が決まっている方は、早くても復職の1か月前からの入所になります。ただし入所は原則毎月1日入所ですので、入所日は次のようになります。

- (例) 4月1日～4月14日復職 → 3月1日入所 4月15日～4月30日復職 → 4月1日入所
 ※育児休業などからの復職が決まり、1号認定から2号認定へ変更したい場合は、復職をする月から変更が可能となりますので申込みの際はご注意ください。（以下、例）



※入所後、復職の事実を確認するため、就労開始から2～3か月後に勤務実績を記入した就労証明書を再提出していただきます。

②障がい、アレルギー、支援が必要な子どもについて

⇒心身に何らかの障がいやアレルギーがある場合は、希望先の施設と細かい協議が必要となりますので、必ず申込みのときに詳しい状況をお話してください。

※状況によっては、集団生活が可能かどうか病院の診断書を求めたり、児童相談所や市の臨床心理技師の判定などを受けていただく場合もあります。集団生活ができないと診断された子どもは、入所できません。

※入所後に障がいや発達の遅れが認められた場合は、保護者と相談した上で対応します。また、補助者が必要なときは、病院の診断や検査をお願いすることがあります。

③入所の決定

⇒保護者の希望と申込書類などに基づき利用調整を行い、「**保育の必要性**」が高い順に優先して決定します。（認定こども園（保育所分）及び地域型保育を希望する2号・3号認定の方は、保育の必要性が高い順に市で利用調整を行います。入所決定は園で行います。）

※利用調整基準は8ページに掲載しています。

入所の可否についての連絡は以下のとおり行います。

	決定時期	連絡方法	入所前の面談・説明会
令和7年 4月入所	2月中旬 (予定)	文書	入所決定した施設から日程等の連絡があります。
令和7年 5月以降入所	前月20日 前後	電話 ※後日文書でも通知します	保護者から入所決定した施設へ連絡し日程等を決めてください。

④入所申込み中の変更について

⇒下表のような変更があった場合は、速やかに保育所担当窓口へ届け出てください。

変更内容	必要な書類
希望施設の追加、修正	教育・保育給付認定変更申請書
入所希望児童の健康状態の変化※アレルギー発覚、通院加療が必要になった等	入所補助票
転職により就労先が変わった	新しい勤務先の就労証明書
勤務先の雇用期間が更新された	雇用期間更新後の就労証明書
求職活動で申込み後、就労先が決まった	教育・保育給付認定変更申請書、新しい勤務先の就労証明書
退職して求職活動を行う	教育・保育給付認定変更申請書、求職活動状況申立書
母子手帳の交付を受けた	母の名前と出産予定日が記載されているページの写し
住所が変わった	教育・保育給付認定変更申請書
世帯構成の変更 ・祖父母と同居、別居した ・障がいのある世帯員との別居や死亡、障がい認定の失効 ・離婚、再婚した（事実婚含む）	教育・保育給付認定変更申請書 (再婚した場合は新たな同居家族の就労証明書等)
扶養から外れる子がいる場合	扶養から外れた家族の新しい健康保険証等

※各種届出用紙は、保育所担当窓口にあります。（市ホームページからダウンロードも可能）
※世帯構成の変更は、保育料の算定にも影響しますので、必ず届け出てください。

⑤奥州市外の保育所等の利用申込みについて

⇒奥州市と保育所等が所在する市区町村の間で協議を行います。利用を希望する場合は、あらかじめ相手先市区町村の受付期間を確認の上、余裕をもって奥州市の保育所担当窓口書類を提出してください。なお、利用調整の時期が異なるため、結果の通知が遅れる場合があります。

※当該市区町村内に住む児童が優先となるため、希望先に余裕がある場合のみ入所できます。

4 保育料について（0～2歳児）

認定こども園、保育所、地域型保育事業の保育料は、保護者の所得状況に応じた金額（基本的に父母の市民税所得割額の合計額から決定）となります。

（別紙「奥州市保育料金および副食費徴収確認表」参照）

- 保育料は「利用者負担額（保育料）決定通知書」により別途お知らせします。
- 年度の途中で3歳となり認定区分が2号認定となったとしても、当該年度の4月1日時点で3歳未満の場合、当該年度中は3号認定での保育料が適用されます。
- 保育短時間、保育標準時間の区分により保育料が異なります。
- 保育料決定後に、確定申告等の修正申告、更正の請求等により税額に変更が生じる場合は、その修正申告書等の控え（写し）を速やかに保育所担当窓口へ提出してください。これにより保育料が変更となる場合は、提出月の翌月の保育料から適用となります。

●保育料の軽減について

- 保護者が現に扶養する子で上から2番目以降の子は無料となります。
※延長保育料は無料の対象にはなりません。
※就職などで兄弟が保護者の扶養から外れた等の理由により、保護者が扶養している子の人数に異動があった場合は、速やかに届け出てください。
- 1番目の子についても、保護者の収入が一定基準に満たない世帯やひとり親世帯、障がいのある方がいる世帯は、保育料が軽減となる場合があります。

●保育料の納付方法について

- 私立認定こども園、事業所内・小規模・家庭的保育事業については、直接施設への支払いとなります。
- 公立認定こども園、保育所（私立・公立）については、奥州市への支払いとなります。口座振替または納付書払のいずれかの方法で納入していただきます。

【金融機関】 岩手ふるさと農協、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、水沢信用金庫、
東北労働金庫、岩手江刺農協、ゆうちょ銀行

●保育料の滞納について（奥州市へ支払う保育料が対象）

- 納期限までに保育料が納付されなかった場合、翌月20日前後に督促状を送付します。発送後は、督促状1通につき100円の督促手数料がかかります。
- 滞納が重なる世帯は、催告書の送付、児童手当の窓口払い、財産調査などの措置をとる場合があります。また、きょうだいの保育所等の入所申込みをする際には、優先順位が下がります。
- 保育料の滞納があるまま離婚された場合は、原則、子を引き取った保護者に滞納分を請求しま

すが、離婚前の保育料は父、母両方に納付義務がありますので、もう一方の親にも請求することがあります。父、母双方が責任を持って保育料を納めてください。

5 幼児教育・保育の無償化について

- ・幼稚園、認定こども園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子どもに係る保育料が無償となります。
- ・無償化の期間は、満3歳になった後（翌年度）の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- ・ただし、幼稚園及び認定こども園の1号認定の子どもは、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化の対象となります。0歳から2歳までの子どもに係る無償化は、生活保護世帯（A階層）及び市民税非課税世帯（B階層）が対象です。

6 給食費について

- ・3号認定及び年度途中で2号認定となった方の保育料には給食費（主食費^{※1}・副食費^{※2}）を含みます。
※1：主食費…ごはん代 ※2：副食費…おかず・おやつ・牛乳やお茶代
- ・1号認定及び2号認定の子どもは副食費がかかります。
- ・副食費の金額は月額が基本となります。（食材は事前に発注していますので、病気等による欠席分の返金は原則行いません。）副食費の金額は施設により異なります。

●副食費の軽減について

- ・保護者が現に扶養する子で上から3番目以降の子に係る副食費は無料となります。
- ・保護者の収入が一定基準に満たない世帯やひとり親世帯、障がいのある方がいる世帯は、副食費が無料となる場合があります。

●副食費の納付方法について

- ・幼稚園（私立・公立）、私立認定こども園、私立保育所については、直接施設への支払いとなります。
- ・公立保育所、公立認定こども園については、奥州市への支払いとなります。口座振替または納付書払のいずれかの方法で納入していただきます。

【金融機関】 岩手ふるさと農協、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、水沢信用金庫、東北労働金庫、岩手江刺農協、ゆうちょ銀行

●副食費の滞納について（奥州市へ支払う副食費が対象）

- ・納期限までに副食費が納付されなかった場合、翌月20日前後に督促状を送付します。
- ・滞納が重なる世帯は、催告書の送付、児童手当の窓口払い、財産調査などの措置をとる場合があります。また、きょうだいの保育所等の入所申込みをする際には、優先順位が下がります。
- ・副食費の滞納があるまま離婚された場合は、原則、子を引き取った保護者に滞納分を請求しますが、離婚前の副食費は父、母両方に納付義務がありますので、もう一方の親にも請求することがあります。父、母双方が責任を持って副食費を納めてください。

保育所等利用調整基準



$$\text{利用調整時の点数} = \langle \text{基本点数} \rangle + \{ \langle \text{優先保育の基準} \rangle + \langle \text{減点の基準} \rangle \}$$

《基本点数》 ※父母の低い方の点数を当該世帯の基本点数とする

保育を必要とする事由		保護者等の状況		点数
番 号	状 況	内 容		
(1)就労 (7)就学(職業訓練含む)	居宅外(内)労働 ※自営・農業・内職含む 大学、専門学校、職業訓練校などに 就学している	月140時間以上の就労又は就学		9
		月120時間以上の就労又は就学		8
		月100時間以上の就労又は就学		7
		月80時間以上の就労又は就学		6
		月64時間以上の就労又は就学		5
(2)妊娠・出産	母親の出産	出産前およそ2月から出産後8週が経過するまで(多胎妊娠の場合 は、出産前およそ3月から)		9
(3)保護者の疾病・障がい	疾病入院	おおむね1月以上の入院		9
	居宅療 養	常時臥が床	疾病のためおおむね1月以上常時臥が床	10
		長期療養	3月以上の通院加療	8
		短期療養	1月以上3月未満の通院加療	6
		その他	疾病は比較的軽症であるが定期的通院等を要する者	
	身体障 がい等	おおむね1、2級又はA	身体障害者手帳等を所持する者又は同程度と判断できる者	10
		おおむね3級又はB		7
4級～6級		5		
(4)介護・看護	入院付添	おおむね1月以上親族の入院の付添に当たっている者		10
	居宅内看護(介護)	同居の家族の長期居宅療養等の介護等に当たっている者		6
	心身障がい児(者)等の介護	心身障がい児(者)等の介護、通園、通院、通学等に当たっている者		10
	ねたきり老人の介護	同居の祖父母等のねたきり老人(要介護度4以上)の介護に常時当 たっている者		10
		同居の祖父母等(要介護度3程度)の介護に常時当たっている者		8
(5)災害復旧	災害の復旧にあたっている	火災、風水害等で家屋が失われ、復旧に当たる場合		10
(6)求職活動	求職活動を継続的に行っている	求職活動を継続的に行っている場合		3
(8)虐待・DV等	虐待やDVのおそれがある場合			10
(9)育児休業取得中の継続在園	育児休業取得中に、既に保育を利用しているきょうだいがいて継続利用が必要な場合			7
(10)その他	その他(上記各項目に類する状況と認められる場合)			(3～10)
備考 ・就労内容が農業の場合は「ハウス・園芸・果樹」30a以上又は「水田」1ha以上耕作を最低面積基準とし、基準に満たない場合には、個別に保育の必要性を確認すること。 ・保育を必要とする事由が「別居家族の介護」の場合は、事由の「(10) その他」を適用し、「同居家族の介護」の点数から「2点」減算すること。				

備考

・就労内容が農業の場合は「ハウス・園芸・果樹」30a以上又は「水田」1ha以上耕作を最低面積基準とし、基準に満たない場合には、個別に保育の必要性を確認すること。

・保育を必要とする事由が「別居家族の介護」の場合は、事由の「(10) その他」を適用し、「同居家族の介護」の点数から「2点」減算すること。

《優先保育の基準》

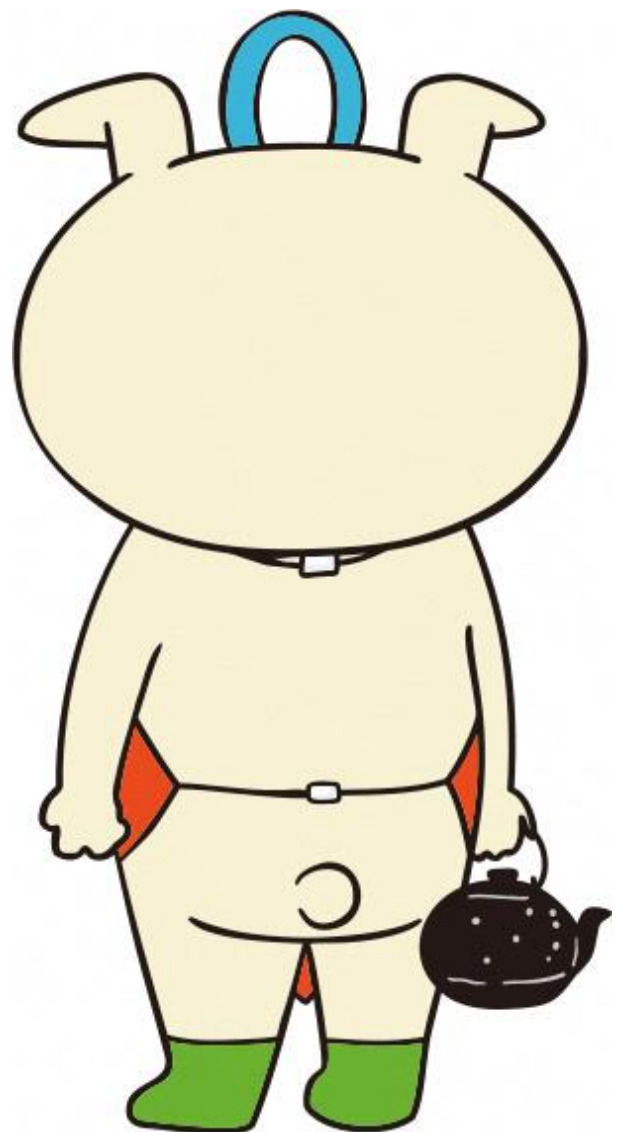
ひとり親家庭	母子、準母子及び父子、準父子家庭並びに父母のない児童が属する世帯	+6
里親家庭	里親に委託されている児童が申込みする場合	+6
生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯で就労によって自立支援につながる場合	+6
生計中心者(保護者)の失業(自発的失業は除く)	その保護者が速やかに就労するために必要と認められる場合	+6
虐待やDVのおそれがある場合	虐待やDVなど社会的養護が必要な場合	+10
子どもの障がい	子どもが障がい有する場合	+6
育児休業明け	1歳以降まで育児休業を取得後、復職時に申込みする場合	+3
きょうだいの状況	既にきょうだいと同じ保育所等を利用している場合	+6
	きょうだいと同時に同じ保育所等に申込みする場合	+3
地域型保育事業等の卒園児	小規模保育事業、事業所内保育事業などで保育を受けていた場合	+6
その他	奥州市内の認可施設に勤務する保育士、保育教諭等の子ども	+9
	奥州市外の認可施設に勤務する保育士、保育教諭等の子ども	+6
	その他優先保育を行う必要があると市長が認める場合	(+3～+10)

《減点の基準》

65歳未満の祖父母と同居し保育が可能な場合	-1
保育料の滞納があり、納付誓約がない又は誓約を履行しない場合	-6
他市町村からの受託児童(転入予定者を除く)	-2

《その他調整の基準》※同一指数となった場合

基本点数が高い世帯	高 ↑ 優先度 ↓ 低
類型間の優先順位(①～⑨の順) ①虐待・DV等 ②災害復旧 ③疾病・障がい ④就労 ⑤介護・看護 ⑥妊娠・出産 ⑦就学 ⑧育児休業取得中の継続在園 ⑨求職活動	
当該保育施設等の希望順位が高い世帯	
祖父母と別居している世帯	
保留期間の長い世帯	
当該保育施設等が所在する地域に住所がある	



おうしゅうたろう